平成２２年（フ）第３３号
新潟県三条市牛ケ島１番22号、前住所新潟県三条市牛ケ島１番48号
債務者　富樫ゆり子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１６９号
静岡県沼津市東原222番地の１　バーデンハウスＡｎ102
債務者　野口　　司
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
北海道岩見沢市幌向南３条４丁目296番地10
債務者　鈴木　将也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４３号
北海道美唄市西３条北６丁目５番12号
債務者　若林　裕也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６７号
北海道岩見沢市４条東17丁目52番地１
債務者　安部　　建（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　盛岡地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７６号
北海道岩見沢市北五条西８丁目２番10号
債務者　高橋　昌代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８２号
北海道岩見沢市北２条西９丁目１番９号　栗林ハイツ１号室
債務者　五十嵐吉信
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８３号
北海道岩見沢市北２条西９丁目１番９号　栗林ハイツ１号室
債務者　五十嵐芙美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０１号
岩手県北上市中野町３丁目１番22号
債務者　神戸　輝男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１７号
盛岡市浅岸字赤重18番地
債務者　佐々木克則
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３８号
岩手県宮古市太田１丁目４番51号
債務者　尾久　修司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８３号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第４地割39番地７
債務者　蒲田　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８７号
盛岡市みたけ３丁目７番16号
債務者　十文字靖史
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県小野市神明町417番地の４　神明団地３棟102号
債務者　藤木　実子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１２０号
香川県高松市国分寺町福家甲712番地７
債務者　石本　敏郎
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３０号
香川県高松市仏生山町甲2068番地７
債務者　六車ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７４号
香川県高松市牟礼町牟礼2377番地１シャトレハイツ屋島612号
債務者　牟禮　紀行
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８２号
長崎県大村市上諏訪町1050番地３ヴィラージュ松下302号、前住所長崎県大村市池田１丁目25番地ユリアハイツＡ―203号
債務者　宮之原　恵（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係